消防消第66号 平成17年3月17日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長

消防機関による適切な報道対応体制について(通知)

消防機関は、災害発生時には適切な情報を報道機関を通じて、的確に国民に提供する必要がありますが、最近、全国各地で発生している事件・事故の報道対応において、 消防職員の発言の中に、被害者等のプライバシーに関する情報と受けとられかねない ものも見受けられるとの指摘もあるところです。

地方公務員法第34条(秘密を守る義務)では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とされ、とりわけ住民の生命、身体及び財産の保護を任務とし、個人のプライバシーに直接接する機会の多い消防職員が、その組織及び職員に対する住民の信頼に基づいて円滑な任務遂行を果たすためには、この規定の遵守が特に求められるものであります。

加えて、昨今の社会情勢は、本年4月に個人情報保護法が全面施行されるなど、国 民の個人情報の漏洩に対する不安感やプライバシー意識の高まりへの対応が求められ ているところであり、こうした面にも十分留意する必要があります。

つきましては、消防職員がマスコミの取材に対応する場合の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、この旨十分理解のうえ、厳正な対応をされるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、この旨を通知のうえ、周知徹底されるようお願いいたします。

## 1 報道対応体制の確立

各消防本部は、報道機関からの取材に対し、消防職員が個人として対応すること なく、組織として対応する体制を平素から整備しておくこと。

## 2 災害発生時の対応

## (1) 報道発表

多くの負傷者が発生する事故などについて、社会からの関心の高い事案については、事実を早急に取りまとめ、消防本部の発表として正確な内容を迅速に報道発表すること。

(2) 対応窓口の明確化

報道機関からの取材に対しては、対応窓口を明確にして対応すること。

(3) 留意事項

報道発表の際には、捜査情報、個人情報、プライバシー、被災者家族の心情に 十分配慮すること。

## 3 職員教養の実施

- (1) 各消防本部は、守秘義務規定の趣旨・内容を徹底するとともに、プライバシー や個人情報等の取扱について職員に教養を行うこと。
- (2) 職員が休日等の職場を離れている場合であっても、また、その職を退いた後も 守秘義務がある等の留意事項についても教養すること。